

経済産業省

20210709資第12号
令和3年7月12日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の10第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

電気特定小売供給約款以外 の供給条件認可申請書

2021年7月9日

中国電力株式会社

電気特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

販 運 第 6 9 号

2 0 2 1 年 7 月 9 日

経済産業大臣

梶 山 弘 志 殿

広島県広島市中区小町4番33号

中 国 電 力 株 式 会 社

代表取締役社長執行役員 清 水 希 茂

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり電気特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 お よ び 実 施 期 間	「料金その他の供給条件の内容」 の各項によります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

2021年7月の梅雨前線に伴う大雨により当社供給区域内のお客さまに多大の被害が発生し、鳥取県鳥取市および島根県松江市、島根県出雲市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用地域および隣接地域（2021年7月の梅雨前線に伴う大雨により災害救助法適用地域が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用地域および当該追加された災害救助法適用地域に隣接する地域を含む）において被災されたお客さまから申出があった場合には、電気特定小売供給約款（2020年9月11日届出。以下「電気特定小売供給約款」という。当該電気特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は変更後の電気特定小売供給約款をいう。）以外の供給条件として、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの2021年6月（支払期日が災害救助法の適用日である7月7日以降となるものに限る）、7月、8月および9月料金計算分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長する。
2. 被災されたお客さまが被災時から引き続き全く電気を使用されない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6カ月に限り、電気料金を免除する。
3. 電気特定小売供給約款の従量電灯B、臨時電灯C、公衆街路灯C、低圧電力、臨時電力、農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備が災害のため、復旧までに一時使用不能となったものについては、2022年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

添 付 書 類

電気特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

以 上

電気特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

2021年7月の梅雨前線に伴う大雨により当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、鳥取県鳥取市および島根県松江市、島根県出雲市に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法適用地域および隣接地域（2021年7月の梅雨前線に伴う大雨により災害救助法適用地域が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用地域および当該追加された災害救助法適用地域に隣接する地域を含む）において被災されたお客さまに対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請します。

記

- ・災害救助法適用地域

（鳥取県）鳥取市

（島根県）松江市、出雲市

- ・上記災害救助法適用地域に隣接する地域

（鳥取県）境港市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、

東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町

（島根県）大田市、安来市、雲南市、飯石郡飯南町

（岡山県）津山市、苫田郡鏡野町

以 上

経済産業省

20210709資第13号

令和3年7月12日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

2021 年 7 月 9 日

中国電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

ネ サ 運 第 1 2 2 号

2 0 2 1 年 7 月 9 日

経済産業大臣

梶 山 弘 志 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役社長 松岡 秀夫

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類			接続供給	備考
供給の 相手方	氏名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住所		同上	
	受給 場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力			同上	
供給電圧			同上	
電気方式及び周波数			同上	
料金その他の供給条件の内容			同上	
供給開始年月日及び有効期間			同上	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

2021 年 7 月 7 日、梅雨前線に伴う大雨により多大な被害が生じたため、当社供給区域内の鳥取県鳥取市、島根県松江市および出雲市に災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（2021 年 7 月 7 日以降、梅雨前線に伴う大雨の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の 2021 年 6 月（支払期日が 2021 年 7 月 7 日以降となるものに限る。）、7 月、8 月および 9 月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（2021 年 3 月 18 日付け 20210310 資 第 17 号認可。以下「託送供給等約款」という。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいう。）18（料金）の規定にかかわらず、各々 1 か月間延長する。
2. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 か月間に限り、免除する。
3. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の利用者を需要者とする供給地点にか

かる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが 2022 年 1 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款 68（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

4. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款 20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが 2022 年 1 月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款 71（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

5. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、2022 年 1 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。

6. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを 2022 年 1 月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款 61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）および 63（通信設備等の施設）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7. この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものとする。

以 上

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

2021年7月7日、梅雨前線に伴う大雨により多大な被害が生じたため、当社供給区域内の鳥取県鳥取市、島根県松江市および出雲市に災害救助法が適用されました。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（2021年7月7日以降、梅雨前線に伴う大雨の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

（鳥取県）鳥取市

（島根県）松江市、出雲市

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

（鳥取県）境港市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、

東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町

（島根県）大田市、安来市、雲南市、飯石郡飯南町

（岡山県）津山市、苫田郡鏡野町

以 上

経 済 産 業 省

20210712電委第1号

令和3年7月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和3年7月12日付け20210709資第12号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20210712電委第2号

令和3年7月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和3年7月12日付け20210709資第13号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。